

寒川町選挙管理委員会告示第33号

令和7年2月24日に任期満了となる寒川町議会議員については、寒川町長選挙執行に伴い、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項第3号の規定による補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和5年8月22日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光